

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	1	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	行為の制限に対する認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根 拠 条 項	<p>(行為の制限)</p> <p>第6条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画等を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。</p> <p>(5) キャンプファイヤー等火気を使用すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>		
審 査 基 準	<p>鳩山町都市公園条例第6条による。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に、都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		

関 係 法 令 等	都市公園法（昭和31年法律第79号）
関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	2	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	使用料の返還		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根 拠 条 項	<p>(使用料の返還)</p> <p>第14条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 都市公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者が自己の責めに帰さない理由で都市公園を使用することができなくなったとき。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めたとき。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等	都市公園法(昭和31年法律第79号)		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	3	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	使用料の減免		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町都市公園条例(平成8年条例第10号)		
根 拠 条 項	(使用料の減免) 第15条 都市公園の使用目的が公益のためのものである場合 若しくは町長が特に必要と認める場合においては、使用料を 減額し、又は免除することができる。		
審 査 基 準	未設定(条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要 であるため。)		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等	都市公園法(昭和31年法律第79号)		
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	4	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	行為の制限に対する認可		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町親水公園条例(平成26年条例第7号)		
根 拠 条 項	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真、映画等を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのため、公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して、その許可を受けなければならない。</p> <p>4・5 略</p>		
審 査 基 準	<p>鳩山町親水公園条例第3条による。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の内容等を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等			

関 係 文 書 等	
審査基準設定年月日	令和6年4月1日
備 考	

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	5	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	使用料の返還		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町親水公園条例(平成26年条例第7号)		
根 拠 条 項	<p>(使用料の返還)</p> <p>第8条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 公園の維持管理上又は公益上の必要によって許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者が自己の責めに帰さない理由で公園を使用することができなくなったとき。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めたとき。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

様式第5号(第8条関係)

許 認 可 等 の 審 査 基 準

整 理 番 号	6	処理機関(所管課)	まちづくり推進課
許 認 可 等 の 種 類	使用料の減免		
根 拠 法 令 (条 例 等)	鳩山町親水公園条例(平成26年条例第7号)		
根 拠 条 項	<p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 公園の使用目的が公益のためのものである場合若しくは町長が特に必要と認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。</p>		
審 査 基 準	<p>未設定(条例の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要であるため。)</p>		
標 準 処 理 期 間	14日(休日は、含まない。)		
関 係 法 令 等			
関 係 文 書 等			
審 査 基 準 設 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			